

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

荒尾市は、石炭産業を中心に栄えてきた街であり、県北地域の中核的な都市である。近年、人口は、微減状態が続いているが、今後さらに高齢化が進展することが予想され、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。

戦後、石炭産業の発展とともに鉄工業を中心に、繊維産業等が立地し、県内有数の鉱工業都市に成長したが、地域の基幹産業であった三井三池炭鉱の閉山（1997年3月）を見越して工業団地等を整備し、企業誘致の推進を図ってきた。

現在は、工業団地等への企業立地も進み、繊維産業、食品、工業薬品、輸送用機械、精密電子部品等で製造品出荷額の50%以上を占めるようになり、高い技術力をもった中小企業が域内経済を牽引している。また、製造業以外の産業では、国の伝統的工芸品である小代焼や農水産物の地域資源を活かした荒尾梨や養殖海苔等の加工品などがあり、近年は、新たな特産品としてオリーブの栽培を奨励している。

現在、域内の中小企業数は、微減傾向にあり、更に人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると、これまで形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、市内中小事業者に対して、雇用促進補助事業等の支援措置を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

荒尾市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、県北地域の中核都市として、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

荒尾市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が荒尾市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観

点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

荒尾市の産業は、臨海部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、荒尾市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

荒尾市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が荒尾市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定及び健全な地域経済の発展に配慮する。

次の場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ① 人員削減を目的とした取組。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの。